

令和6年度事業計画

社会福祉法人 幸星会

はじめに

新型コロナウイルス感染症が日本国内で確認されてから5年が経過し、令和5年5月8日には感染症の分類が季節性インフルエンザと同じ2類から5類へ移行することとなり、自治体を実施してきた無料検査も終了しました。これまで検査費や治療費は全額公費で補助されておりましたが、これからは自己負担が生じます。

一方、2022年昨年2月24日未明に勃発したロシアによるウクライナ侵攻は、2年を経過した現在も収束される気配がありません。石油や農産物等の生活物資の輸入制限により、全般的な価格騰をもたらし、国民生活を圧迫しています。

また、県内の介護施設ではいまだにコロナウイルス感染症が発生しており、予断を許さない状況下であり、従来どおり予防対策の継続が重要とされます。

よって、入所者との面会については、窓越しの面会となることを了承願います。

当施設においても例年開催していた行事の中止が続いておりますが、予防対策を徹底し、規模を縮小するなどの工夫を凝らし、情勢を見極め極力開催する方向で今後検討してまいります。

本年は、3年に一度の介護報酬改定年となっており、介護報酬が1,59%アップとされていることから、職員の処遇改善等のさらなる前進と施設全体の経営状態の改善が図られることが期待されます。

社会福祉法人幸星会においては、以上の点を踏まえ、社会福祉法人の使命である「社会、地域における福祉の充実・発展」に寄与するため組織の管理・運営体制の強化を図りながら、役職員一体となって研鑽努力し、令和6年度から取り組みが義務化される業務継続計画（BCP）を推進し、安全安心で地域に根差した公益的な活動を継続してまいります。

1 令和6年度事業の推進にあたって

社会福祉法人として、公益性・非営利性の確保、説明責任及び地域社会への貢献に留意して、次の取組みを行います。

(1) 経営組織の管理・運営体制の強化

理事会、評議員会がそれぞれの機能を発揮するとともに、組織全体の法令遵守が確保されるよう努めます。

(2) 事業運営の透明性の向上

事業報告及び収支予算、決算等について、事務所内にその書類を備え置き閲覧に付するとともに、岩手県が運営する公表システムや全国で全社会福祉法人に対し画一的に実施されている「財務諸表等電子開示システム」を運用し、財務諸表や現況報告書等を公表します。

第3者評価については、令和5年度までの受付（岩手県社協が主管）は既に埋まっていることから令和6年度以降に第3者評価をうけるために必要な準備等情報を引き続き収集し受審を見据えて検討をします。

(3) 財務規律の強化

役員報酬基準や役員報酬支払規程を公表するとともに、定款や経理規程等に基づき適正かつ公正な支出管理に努めます。

現実の収支状況を踏まえ、適切な形で財務が運営されるように努めます。

(4) 地域における公益的な取組み

社会福祉法人は社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することが責務とされています。

当法人においても定款第3条（経営の原則等）第2項に「地域社会への貢献」に関する規定を設けており、これに則り次のとおり地域における公益的な取組みを行ってまいります。

○ 地域のサロン活動への支援

ア 目的

乙部・黒川地域に居住する高齢者を対象とするサロン活動（居場所・交流機会）に対し、会場の提供や人的な支援等を行うことにより、在宅の高齢者の交流と健康・生きがいを支援していきます。

イ 取組みの概要

- ・ 令和2年度から5年度においては、新型コロナウイルス感染症対策により活動を控えておりましたが、感染状況を慎重に見極めながら再開を検討します。
- ・ 再開する場合は開設回数を月1回とし、サロンに会場（2階多目的ホーム）や設備（カラオケ装置・音響・映像等の機材等）を無償で提供（使用許可）します。
- ・ 事務室の職員などがサロン運営を支援します。
- ・ 慰問者等による歌や踊りを一緒に観賞するなど、サロン参加者と入居者との交流を行います。

2 令和6年度サービス区分別事業計画

(1) 法人本部事業

① 介護職員等の処遇改善について

国の介護人材の処遇改善方針に沿って介護職員の処遇を改善してきたところです。

これまでの数次の改善に加えて、介護報酬改定に伴う新たな処遇改善加算について国の方針に沿って、職員の処遇改善を継続していきます。

ア 賃金等改善の方法

○ 賃金の改善

過去に行ってきた改善の水準を維持し継続して支給します。

○ 手当等の改善

- ・ 国の介護職員処遇改善支援事業の方針に沿って令和4年度から介護職員手当は5,500円引上げ月額18,000円～20,000円に、その他の施設職員手当は3,500円引上げ月額10,000円としたベースアップ補助金は、10月にベースアップ加算に切り替え継続して支給しています。
- ・ 役職手当月額3,000円～8,000円、資格手当月額4,000円～20,000円、夜勤手

当一回 4,500 円、早番・遅番手当 1 回 500 円は、従前の改善内容により継続して支給します。

- ・ 介護職員以外を含む全職員を対象とし、3 階層（経験技能のある介護職員、他の介護職員、介護職以外の職種）に区分した、特定改善手当月額 4,800～20,000 円についても継続して支給します。
- ・ 職員給与のベースアップについては、令和 4 年度の収支の悪化により、令和 5 年度からの見直しは見送りましたが、社会全体のベースアップへの動きに合わせていかなければ職員のモチベーションの低下をまねき、職員の確保にも支障をきたすことから、収支の改善状況を見据えながら、適宜見直しをしていきます。
- ・ 令和 6 年度の処遇改善加算については、国の方針に則り支給基準等、適切に対処していきます。

イ 職場環境等要件の整備

職場環境・処遇の改善、子育てとの両立を目指す人のための育児休業制度などを充実させます。

男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法等におけるハラスメント対策の強化に努めていきます。

② 職員の資質向上について

ア 魅力ある職場づくり

- 介護職員等の職場環境改善に資するため、介護福祉機器等の導入を検討します。
- キャリアアップ・スキルアップを支援するため、研修会への参加を支援します。
- 職員のキャリア形成の促進に努めます。
- 職員の腰痛予防やメンタルヘルスなど健康管理体制の充実を図ります。
- 職員の疲労軽減等に資するため職員休憩スペースを増やします。

イ 職員の教育・研修

○ 研修体系

次の三つの体系で研修を実施します。

- ・ ユニット・ケアに対応するための研修（ユニット・ケア研修）
- ・ 社会的なニーズに対応するための研修（スキルアップ研修）
- ・ キャリア形成等のための研修（キャリア研修）

○ ユニット・ケア研修

ユニット型ケア（個別ケア）に関する知識及び技術を修得させるため、次により研修を実施します。

・ ユニット・ケア研修

県内外で開催されるユニット・ケア等に関する研修に職員を派遣します。

近年増加してきたリモートでの研修も積極的に受講していきます。

○ スキルアップ研修

スキルアップ研修を計画的かつ効果的に開催するほか研修会などに職員を派遣します。

- ・ 痰吸引や経管栄養等のサービスモデルへの対応（医療的ケア研修）
- ・ 認知症等のサービスモデルへの対応（認知症対応研修）

- ・ 終末期や看取り等のサービスモデルへの対応（看取り研修）
- ・ 医療・看護・介護が連携した地域包括ケアシステムへの対応（地域包括ケア研修）

○ キャリア研修

- ・ 当施設で設置している教育・研修委員会が開催する施設内研修等を通じ業務の資質向上に取り組めます。
（虐待防止、身体拘束、嚥下障害、口腔衛生、感染症対策、腰痛対策、接遇・マナーなど）
- ・ キャリア形成や自発的職業能力開発などの取組みを物心両面から支援する。
（認定講座等の受講支援、資格取得研修支援など）

③ サービスの質的向上について

ア 委員会活動の活性化

組織規程に定める委員会活動を活発化し、その成果を業務に迅速かつ的確に反映させ、良質なサービスの提供を推進します。

イ 利用者満足度の向上

第三者委員が施設内を巡回するなどにより、利用者や家族の意見等を傾聴するとともに、相談窓口を設置し、苦情解決の適正な対応に努めます。

第三者委員の巡回は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から令和5年度も実施していませんでしたが、感染症の終息状況を判断し再開に向け努力します。

ウ 家族や地域との連携

利用者家族へサービス担当者会議や介護通信、ホームページの更新により積極的な情報提供を行うとともに、地域に貢献する取組みを推進していきます。

④ 感染症防止対策について

ア 業務継続計画（BCP）の活用

令和6年度から実施する業務継続計画に基づき、防止対策等のシミュレーションを重ね、職員・入居者・ご家族及び来訪者者へ周知徹底を図り、感染防止に努めます。

イ 設備充実や感染防止用消耗品の確保

消毒用アルコール・防護服・マスク等の備蓄・管理に努めるほか、万一の場合に備え施設内の空気感染防止対策に有効な「簡易型陰圧ブース」を引き続き活用します。

ウ 面会におけるオンラインの利用

感染防止の観点から入居者との面会は、オンラインによるテレビ電話を利用して行うよう家族等への周知に努めご協力を頂けるよう努めます。

エ ワクチンの迅速な接種(コロナ・インフルエンザ)

令和6年度も入所者及び職員の感染防止のため協力病院である遠山病院と連携して迅速にワクチン接種を進めてきましたが、今後も感染状況等を把握しながら適切な対応を速やかに実施していきます。

(2) 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

① 現状と課題

協力病院との連携強化と入所検討委員会開催頻度を増やすことに取り組み居室利用率をある程度高いレベルで維持しています。

一方で利用者の医療機関への受診機会が拡大するとともに入院される利用者が増えていくほか、施設への入所期間が短い方の退所が増加し入退所サイクルが早まる傾向にあり、結果として安定した介護報酬収入の確保という面では課題となってきました。

有効な待機者が限られている状況にあることから、空き室が出た際に速やかに入所者を確保できるように待機者の状態の調査等を円滑に進め計画の稼働率を確保するよう努力していきます。

② 事業計画

ア 令和6年度から取り組みが義務付けられる業務継続計画(BCP)に積極的に取り組み感染症、自然災害等の発生に備えます。

イ 介護報酬収入は、居室の稼働率と要介護度に左右されます。このことから、居室の稼働率95%以上を目標とし、生活相談員と介護支援専門員、看護職員などによる緊密な連携の下に、入所申込者、待機者の入所を迅速かつ的確に行います。

ウ 施設の総力をあげて協力医療機関や嘱託医への働きかけや地域の居宅支援事業所との関係を強化して、待機者の把握に努め、円滑でスピーディーな入居に取り組みます。将来的な目標として、介護保険相談所の復活を目指していきます。

エ 入所者の重度化防止や入院期間の短縮などについては、看護職員の充実、介護職員の痰吸引や経管栄養など医療的ケア技術の取得に努めます。

オ 看取りへの対応の充実と入居者家族の満足度を高めるため、人生会議(ACP)の取り組みを嘱託医及び多職種連携のもと推進します。

カ 入所者の口腔を清潔に保つため、協力歯科医師と連携し口腔衛生の管理体制の整備強化(年1回の歯科検診及び歯科衛生士による職員の研修)に取り組みます。

キ 入所者の人権の擁護、虐待防止等のため、虐待防止の指針を策定し、定期的虐待防止委員会の開催及び職員の研修に努め、虐待の発生を防ぐための取り組みを実施していきます。

ク ユニットにおける個別ケアの推進のほか、クラブ活動(いきいき倶楽部)や夏祭りなど施設内外でのイベントの開催、旬に応じた多彩な献立給食、近隣の聴覚支援校生徒との交流など入居者の満足度を高めるための取り組みを新型コロナウイルス感染症の流行状況等を的確に判断しながら実施していきます。

(3) 短期入所センター(短期入所生活介護事業)

① 現状と課題

短期入所センターは、社会福祉法人に限らず民間企業やNPO法人などが参画可能な

ため、多様な施設や多機能施設などが競合し、思う様に利用率が上がっておりません。

また、サービスを利用していただく際は、居宅介護支援事業所の仲介が必要なため、地域の居宅介護支援事業所などとのいっそう緊密な連携が重要となります。

サービス利用は、利用者本人の心身の状況や家族の病気、冠婚葬祭、出張などにより自宅で介護が困難な場合などに起因するため、季節に偏るなどの傾向がみられます。通年での安定した利用者確保という観点から、自前の介護保険相談所の復活が課題です。

短期での入退所という性質から施設内に感染症を持ち込むリスクが特養ホームと比較して高く特に注意が必要です。嘱託医の指導のもと今後も入所時には十分な確認をしていきます。

② 事業計画

ア 居室の稼働率 80%を目標に、生活相談員による地域の居宅介護支援事業所などへの働きかけを強化します。

イ 長期間（連続 30 日超える）利用のほか、一定のサイクルや曜日指定での定期利用予約など通年利用の形も視野に、地域の居宅介護支援事業所などに広報し、利用の拡大に努めます。

3 その他

現在、旧デイサービスセンターエリアは、一部の活動に使用する以外閉鎖状態になっています。床面積も広くお風呂などの設備も整っており、現状の不活用の状態は、好ましくない。今後の有効活用を役職員で考察していくことが望まれます。